

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成21年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月11日

徳島県監査委員	数	藤	善	和
同		福	永	義
同		片	山	隆
同		喜	田	義
同		三	木	明
				亨

監査対象機関及び監査年月日

別表に記載のとおりである。

監査の結果

改善を要するものは、次のとおりである。

1 歳入で未収となっているもの

<新野高等学校><鴨島商業高等学校><阿波西高等学校><穴吹高等学校>

高等学校使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

高等学校使用料の収入未済額の状況

<新野高等学校>

平成20年度決算額	607,300円
平成19年度決算額	498,100円
増減額	109,200円

<鴨島商業高等学校>

平成20年度決算額	1,720,300円
平成19年度決算額	1,773,500円
増減額	△53,200円

<阿波西高等学校>

平成20年度決算額	200,200円
平成19年度決算額	121,800円
増減額	78,400円

< 穴吹高等学校 >

平成20年度決算額	433,000円
平成19年度決算額	226,900円
増 減 額	206,100円

2 契約事務で適切でないもの

< 城北高等学校 >

見積書の提出を求める事務で適切でないもの（公印使用）があったので、チェック体制を強化する必要がある。

< 阿南工業高等学校 >

見積書の内容の確認が十分になされていないものがあったので、契約事務の正確性を確保するため、チェック体制を強化する必要がある。

3 公有財産の管理で適切でないもの

< 徳島科学技術高等学校 >

行政財産の使用許可がなされていないにもかかわらず、土地及び建物を使用させているものがあった。今後、このようなことがないよう、適切な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を強化する必要がある。

4 物品の管理で適切でないもの

< 徳島北高等学校 > < 徳島科学技術高等学校 > < 貞光工業高等学校 >

郵便切手類について、郵便切手・葉書受払発送簿で、その出納記録を整理・決裁することとされているにもかかわらず、これがなされていないものがあった。今後、このようなことがないよう、チェック体制を強化する必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
小松島高等学校	平成22年 1月13日
城北高等学校	〃
川島中学校	平成22年 1月14日
川島高等学校	〃
鴨島養護学校	〃

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
徳島商業高等学校	平成22年 1月19日
城東高等学校	〃
阿南工業高等学校	平成22年 1月20日
新野高等学校	〃
富岡東高等学校	平成22年 1月21日
勝浦高等学校	〃
阿波農業高等学校	平成22年 1月26日
阿波西高等学校	〃
阿波高等学校	平成22年 1月27日
鴨島商業高等学校	〃
板野養護学校	平成22年 1月28日
鳴門高等学校	〃
美馬商業高等学校	平成22年 1月29日
貞光工業高等学校	〃
辻高等学校	平成22年 2月 1日
池田高等学校	平成22年 2月 2日
三好高等学校	〃
二十一世紀館	平成22年 2月 3日
博物館	〃
阿南養護学校	平成22年 2月 5日
図書館	平成22年 2月22日
近代美術館	〃
総合教育センター	〃
城ノ内中学校	〃
城南高等学校	〃
城ノ内高等学校	〃
徳島北高等学校	〃
城西高等学校	〃
徳島科学技術高等学校	〃
徳島中央高等学校	〃
小松島西高等学校	〃
富岡西高等学校	〃
那賀高等学校	〃
海部高等学校	〃
鳴門第一高等学校	〃
板野高等学校	〃
名西高等学校	〃
穴吹高等学校	〃
脇町高等学校	〃
盲学校	〃
聾学校	〃

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
国府養護学校 ひのみね養護学校	平成 2 2 年 2 月 2 2 日 〃